

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成20年6月19日(2008.6.19)

【公表番号】特表2007-534747(P2007-534747A)

【公表日】平成19年11月29日(2007.11.29)

【年通号数】公開・登録公報2007-046

【出願番号】特願2007-510239(P2007-510239)

【国際特許分類】

A 6 1 K	36/18	(2006.01)
A 6 1 K	36/00	(2006.01)
A 6 1 P	3/04	(2006.01)
A 6 1 P	9/12	(2006.01)
A 6 1 P	19/02	(2006.01)
A 6 1 P	29/00	(2006.01)
A 6 1 P	25/06	(2006.01)
A 6 1 P	25/24	(2006.01)
A 6 1 P	15/10	(2006.01)
A 6 1 P	25/28	(2006.01)
A 6 1 P	43/00	(2006.01)
A 6 1 P	27/16	(2006.01)
A 6 1 P	9/00	(2006.01)
A 6 1 P	9/14	(2006.01)
A 6 1 P	17/00	(2006.01)
A 6 1 P	15/12	(2006.01)
A 6 1 P	35/00	(2006.01)
A 6 1 P	3/06	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	35/78	C
A 6 1 K	35/78	W
A 6 1 K	35/78	X
A 6 1 P	3/04	
A 6 1 P	9/12	
A 6 1 P	19/02	
A 6 1 P	29/00	
A 6 1 P	25/06	
A 6 1 P	25/24	
A 6 1 P	15/10	
A 6 1 P	25/28	
A 6 1 P	43/00	
A 6 1 P	27/16	
A 6 1 P	9/00	
A 6 1 P	9/14	
A 6 1 P	17/00	
A 6 1 P	15/12	
A 6 1 P	35/00	
A 6 1 P	3/06	

【手続補正書】

【提出日】平成20年4月24日(2008.4.24)

**【手続補正1】****【補正対象書類名】**特許請求の範囲**【補正対象項目名】**全文**【補正方法】**変更**【補正の内容】****【特許請求の範囲】****【請求項1】**

第1のおよび第2の成分を含み、前記第1の成分は任意のプレグナン配糖体またはこれらの混合物を含み、前記第2の成分は(-)-ヒドロキシクエン酸塩(HCA)(ガルシニアカンボジア抽出物または他のものとして)を含み、前記第1の成分の量は約4~8重量部の範囲であり、前記第2の成分の量は約5~10重量部の範囲であり、ここで前記第1の成分の量はプレグナン配糖体、カラツバシドの分子当量で規定される、患者の、

i . 肥満の治療 / 管理 ;

i i . 食欲のレベルの減少 ;

i i i . ウエスト、腕、およびヒップの周囲の減少 ;

i v . 体重減少

v . 血中コレステロールの減少 ; および

v . B M I の減少 ;

における治療用投与量および / または維持用投与量として用いるための薬剤組成物。

**【請求項2】**

第1の、第2の、第3の、および第4の成分を含み、前記第1の成分は任意のプレグナン配糖体またはこれらの混合物を含み、前記第2の成分はモノメチオニン亜鉛を含み、前記第3の成分はシトラスピオフラボノイドを含み、前記第4の成分はセレン(キレートとしてまたは他の形態で)を含み、前記第1の成分の量は約25~50重量部の範囲であり、前記第2の成分の量は約50~75重量部の範囲であり、前記第3の成分の量は約75~125重量部の範囲であり、前記第4の成分の量は約1~4重量部の範囲であり、ここで前記第1の成分の量はプレグナン配糖体、カラツバシドの分子当量で規定される、患者の、

i . 老化症候群の治療 / 管理 ;

i i . 皮膚の栄養ならびに皮膚の弾力性および健康 ;

i i i . 癌の防御 / 予防 ; および

i v . 抗酸化作用ならびに全身の健康およびフィットネスを確実にすること ;

における治療用投与量および / または維持用投与量として用いるための薬剤組成物。

**【請求項3】**

第1の、第2の、第3の、および第4の成分を含み、前記第1の成分は任意のプレグナン配糖体またはこれらの混合物を含み、前記第2の成分はモノメチオニン亜鉛を含み、前記第3の成分はシトラスピオフラボノイドを含み、前記第4の成分はセレン(キレートとしてまたは他の形態で)を含み、前記第1の成分の量は約25~50重量部の範囲であり、前記第2の成分の量は約50~75重量部の範囲であり、前記第3の成分の量は約75~100重量部の範囲であり、前記第4の成分の量は約3~5重量部の範囲であり、ここで前記第1の成分の量はプレグナン配糖体、カラツバシドの分子当量で規定される、更年期障害に悩む、および / またはほてりおよび閉経期の苦痛の軽減を希望する患者の治療における治療用投与量および / または維持用投与量として用いるための薬剤組成物。

**【請求項4】**

第1のおよび第2の成分を含み、前記第1の成分は、任意のプレグナン配糖体またはこれらの混合物を含み、これにカラルマ種の植物のサポニン配糖体を含み、前記第2の成分は緑茶のカテキン(緑茶抽出物または他のものとして)を含み、前記第1の成分の量は約45~75重量部の範囲であり、前記第2の成分の量は約50~100重量部の範囲であり、前記サポニン配糖体の量は約1~7.5重量部の範囲であり、ここで前記第1の成分の量はプレグナン配糖体、カラツバシドの分子当量で規定される、中程度のBMRおよび

/ またはスタミナ、持久力およびエネルギーのレベルの増加を希望する患者の治療における治療用投与量および / または維持用投与量として用いるための薬剤組成物。

【請求項 5】

第 1 の、第 2 の、および第 3 の成分を含み、前記第 1 の成分は、任意のプレグナン配糖体またはこれらの混合物を含み、これにカラルマ種の植物のサポニン配糖体を含み、前記第 2 の成分は緑茶のカテキン（緑茶抽出物または他のものとして）を含み、前記第 3 の成分はアシュワガンダのウィタゴライド（ウィタニア ソムニフェラ抽出物または他の形態で）を含み、前記第 1 の、第 2 の、および第 3 の成分の量は、それぞれ約 50 ~ 100 重量部の範囲であり、前記サポニン配糖体の量は約 1 ~ 10 重量部の範囲であり、ここで前記第 1 の成分の量はプレグナン配糖体、カラツバシドの分子当量で規定される、BMR および / またはスタミナ、持久力およびエネルギーのレベルの増加を希望する患者の治療における治療用投与量および / または維持用投与量として用いるための薬剤組成物。

【請求項 6】

第 1 の、第 2 の、および第 3 の成分を含み、前記第 1 の成分は、任意のプレグナン配糖体またはこれらの混合物を含み、前記第 2 の成分はグルコサミン（硫酸塩または他のものとして）を含み、前記第 3 の成分はルチン（または他のビオフラボノイド）を含み、前記第 1 の成分の量は約 45 ~ 135 重量部の範囲であり、前記第 2 の成分の量は約 125 ~ 375 重量部の範囲であり、前記第 3 の成分の量は約 35 ~ 125 重量部の範囲であり、ここで前記第 1 の成分の量はプレグナン配糖体、カラツバシドの分子当量で規定され、ここで規定される前記グルコサミンの量はその硫酸塩としてのものである、体重を支える関節の変形性関節炎を患う、および / または関節の痛みおよび炎症の緩和を希望する患者の治療における治療用投与量および / または維持用投与量として用いるための薬剤組成物。

【請求項 7】

第 1 の、および第 2 の成分を含み、前記第 1 の成分は、任意のプレグナン配糖体またはこれらの混合物を含み、前記第 2 の成分はルチン（または他のビオフラボノイド）を含み、前記第 1 の成分の量は約 4 ~ 10 重量部の範囲であり、前記第 2 の成分の量は約 10 ~ 30 重量部の範囲であり、ここで前記第 1 の成分の量はプレグナン配糖体、カラツバシドの分子当量で規定される、体重を支える関節の変形性関節炎を患う、および / または関節の痛みおよび炎症の緩和を希望する患者の治療における治療用投与量および / または維持用投与量として用いるための薬剤組成物。

【請求項 8】

第 1 の、および第 2 の成分を含み、前記第 1 の成分は、任意のプレグナン配糖体またはこれらの混合物を含み、前記第 2 の成分はグルコサミン（硫酸塩または他のものとして）を含み、前記第 1 の成分の量は約 1 ~ 2 重量部の範囲であり、前記第 2 の成分の量は約 6 ~ 7.5 重量部の範囲であり、ここで前記第 1 の成分の量はプレグナン配糖体、カラツバシドの分子当量で規定され、ここで規定される前記グルコサミンの量はその硫酸塩としてのものである、体重を支える関節の変形性関節炎を患う、および / または関節の痛みおよび炎症の緩和ならびに関節の若返りを希望する患者の治療における治療用投与量および / または維持用投与量として用いるための薬剤組成物および栄養補助食品。

【請求項 9】

第 1 の、第 2 の、および第 3 の成分を含み、前記第 1 の成分は、任意のプレグナン配糖体またはこれらの混合物を含み、前記第 2 の成分はルチン（または他のビオフラボノイド）を含み、前記第 3 の成分はバンブーシシリカ（70%濃度または他のもの）を含み、前記第 1 の成分の量は約 12 ~ 30 重量部の範囲であり、前記第 2 の成分の量は約 30 ~ 90 重量部の範囲であり、前記第 3 の成分の量は約 5 ~ 10 重量部の範囲であり、ここで前記第 1 の成分の量はプレグナン配糖体、カラツバシドの分子当量で規定される、体重を支える関節の変形性関節炎を患う、および / または関節の痛みおよび炎症の緩和を希望する患者の治療における治療用投与量および / または維持用投与量として用いるための薬剤組成物。

【請求項 10】

第1の、第2の、第3の、および第4の成分を含み、前記第1の成分は、任意のプレグナン配糖体またはこれらの混合物を含み、前記第2の成分はグルコサミン（硫酸塩または他のものとして）を含み、前記第3の成分はルチン（または他のビオフラボノイド）を含み、前記第4の成分はバンブーシリカ（70%濃度または他のもの）を含み、前記第1の成分の量は約9～27重量部の範囲であり、前記第2の成分の量は約25～75重量部の範囲であり、前記第3の成分の量は約7.5～25重量部の範囲であり、前記第4の成分の量は約5～10重量部の範囲であり、ここで前記第1の成分の量はプレグナン配糖体、カラツバシドの分子当量で規定され、ここで規定される前記グルコサミンの量はその硫酸塩としてのものである、体重を支える関節の変形性関節炎を患う、および／または関節の痛みおよび炎症の緩和を希望する患者の治療における治療用投与量および／または維持用投与量として用いるための薬剤組成物。

#### 【請求項11】

第1のおよび第2の成分を含み、前記第1の成分は、任意のプレグナン配糖体またはこれらの混合物を含み、これにカラルマ種の植物の苦味成分を含み、前記第2の成分は4-ヒドロキシ-イソロイシン（フェヌグリーク抽出物または他のものとして）を含み、前記第1の成分の量は約100～250重量部の範囲であり、前記第2の成分の量は約100～200重量部の範囲であり、前記苦味成分の量は約2～8重量部の範囲であり、ここで前記第1の成分の量はプレグナン配糖体、カラツバシドの分子当量で規定される、高血糖値もしくは2型糖尿病を患う、および／または血糖の制御／調節を希望する患者の治療における治療用投与量および／または維持用投与量として用いるための薬剤組成物。

#### 【請求項12】

第1の、第2の、第3の、第4の、および第5の成分を含み、前記第1の成分は、任意のプレグナン配糖体またはこれらの混合物を含み、前記第2の成分は約10%のテルペンを含むコッキニア抽出物を含み、前記第3の成分は、約8%の苦味成分を含むニガウリを含み、前記第4の成分は約15%のポリフェノールを含むシナモン抽出物を含み、前記第5の成分は約40%の4-ヒドロキシ-イソロイシンを含むフェヌグリーク抽出物を含み、前記第1の成分の量は約100～250重量部の範囲であり、前記第2の、第3の、第4の、および第5の成分の量はそれぞれ約100～200重量部の範囲であり、ここで前記第1の成分の量はプレグナン配糖体、カラツバシドの分子当量で規定される、高血糖値もしくは2型糖尿病を患う、および／または血糖の制御／調節を希望する患者の治療における治療用投与量および／または維持用投与量として用いるための薬剤組成物。

#### 【請求項13】

第1の、および第2の成分を含み、前記第1の成分は、任意のプレグナン配糖体またはこれらの混合物を含み、前記第2の成分は約3%のググルステロンを含むコムフォラムクル抽出物を含み、前記第1のおよび第2の成分の量はそれぞれ約125～250重量部の範囲であり、ここで前記第1の成分の量はプレグナン配糖体、カラツバシドの分子当量で規定される、軽度から中程度の高血圧を有する患者の治療における治療用投与量および／または維持用投与量として用いるための薬剤組成物。

#### 【請求項14】

第1の、および第2の成分を含み、前記第1の成分は、任意のプレグナン配糖体またはこれらの混合物を含み、前記第2の成分はアシュワガンダのウィタゴライド（ウィタニアソムニフェラ抽出物または他のものとして）を含み、前記第1の成分の量は約10～25重量部の範囲であり、前記第2の成分の量は約4～8重量部の範囲であり、ここで前記第1の成分の量はプレグナン配糖体、カラツバシドの分子当量で規定される、臨床的うつ病を患う、または心的状態の向上を希望する患者の治療における治療用投与量および／または維持用投与量として用いるための薬剤組成物。

#### 【請求項15】

第1の、および第2の成分を含み、前記第1の成分は、任意のプレグナン配糖体またはこれらの混合物を含み、前記第2の成分はアシュワガンダのウィタゴライド（ウィタニアソムニフェラ抽出物または他のものとして）を含み、前記第1の成分の量は約10～25重量部の範囲であり、前記第2の成分の量は約4～8重量部の範囲であり、ここで前記第1の成分の量はプレグナン配糖体、カラツバシドの分子当量で規定される、臨床的うつ病を患う、または心的状態の向上を希望する患者の治療における治療用投与量および／または維持用投与量として用いるための薬剤組成物。

0重量部の範囲であり、前記第2の成分の量は約4～8重量部の範囲であり、ここで前記第1の成分の量はプレグナン配糖体、カラツバシドの分子当量で規定される、原発性インポテンスおよび／または性欲の低下などの性機能障害を患う、および／または性欲ならびに性的な力、活力およびスタミナの増加を希望する患者の治療における治療用投与量および／または維持用投与量として用いるための薬剤組成物。

#### 【請求項16】

第1の、および第2の成分を含み、前記第1の成分は、任意のプレグナン配糖体またはこれらの混合物を含み、前記第2の成分はシラジットを含み、前記第1の成分の量は約10～20重量部の範囲であり、前記第2の成分の量は約4～8重量部の範囲であり、ここで前記第1の成分の量はプレグナン配糖体、カラツバシドの分子当量で規定される、原発性インポテンスおよび／または性欲の低下などの性機能障害を患う、および／または性欲ならびに性的な力、活力およびスタミナの増加を希望する患者の治療における治療用投与量および／または維持用投与量として用いるための薬剤組成物。

#### 【請求項17】

第1の、および第2の成分を含み、前記第1の成分は、任意のプレグナン配糖体またはこれらの混合物を含み、前記第2の成分は約50%のプロトジオシンを含むフェヌグリーク抽出物を含み、前記第1の成分の量は約10～20重量部の範囲であり、前記第2の成分の量は約10～20重量部の範囲であり、ここで前記第1の成分の量はプレグナン配糖体、カラツバシドの分子当量で規定される、原発性インポテンスおよび／または性欲の低下などの性機能障害を患う、および／または性欲ならびに性的な力、活力およびスタミナの増加を希望する患者の治療における治療用投与量および／または維持用投与量として用いるための薬剤組成物。

#### 【請求項18】

第1の、および第2の成分を含み、前記第1の成分は、任意のプレグナン配糖体またはこれらの混合物を含み、これにカラルマ種の植物のサポニン配糖体を含み、前記第2の成分は緑茶のカテキンを含み、前記第1のおよび前記第2の成分、および前記サポニン配糖体の量はそれぞれ約4～8重量部の範囲であり、ここで前記第1の成分の量はプレグナン配糖体、カラツバシドの分子当量で規定される、老化症候群の治療を希望する患者の治療における治療用投与量および／または維持用投与量として用いるための薬剤組成物。

#### 【請求項19】

第1の、および第2の成分を含み、前記第1の成分は、任意のプレグナン配糖体またはこれらの混合物を含み、前記第2の成分は約40%のカテキンを含む緑茶抽出物を含み、前記第1の成分の量は約4～8重量部の範囲であり、前記第2の成分の量は約10～14重量部の範囲であり、ここで前記第1の成分の量はプレグナン配糖体、カラツバシドの分子当量で規定される、老化症候群の治療を希望する患者の治療における治療用投与量および／または維持用投与量として用いるための薬剤組成物。

#### 【請求項20】

第1の、および第2の成分を含み、前記第1の成分は、任意のプレグナン配糖体またはこれらの混合物を含み、前記第2の成分は約8%のイソフラボンを含むレッドクローバーの抽出物を含み、前記第1の成分の量は約2～4重量部の範囲であり、前記第2の成分の量は約4～8重量部の範囲であり、ここで前記第1の成分の量はプレグナン配糖体、カラツバシドの分子当量で規定される、更年期障害に悩む、またはほてりおよび閉経期の苦痛の軽減を希望する患者の治療における治療用投与量および／または維持用投与量として用いるための薬剤組成物。

#### 【請求項21】

第1の、および第2の成分を含み、前記第1の成分は、任意のプレグナン配糖体またはこれらの混合物を含み、前記第2の成分は約5%のトリフィトエストロゲンを含むホップスフラワーの抽出物を含み、前記第1の成分の量は約2～4重量部の範囲であり、前記第2の成分の量は約4～8重量部の範囲であり、ここで前記第1の成分の量はプレグナン配糖体、カラツバシドの分子当量で規定される、更年期障害に悩む、またはほてりおよび閉

経期の苦痛の軽減を希望する患者の治療における治療用投与量および／または維持用投与量として用いるための薬剤組成物。

【請求項 2 2】

第1の、および第2の成分を含み、前記第1の成分は、任意のプレグナン配糖体またはこれらの混合物を含み、前記第2の成分は約10%のエラグ酸を含むザクロの抽出物を含み、前記第1の成分の量は約2～4重量部の範囲であり、前記第2の成分の量は約4～8重量部の範囲であり、ここで前記第1の成分の量はプレグナン配糖体、カラツバシドの分子当量で規定される、更年期障害に悩む、またはほてりおよび閉経期の苦痛の軽減を希望する患者の治療における治療用投与量および／または維持用投与量として用いるための薬剤組成物。

【請求項 2 3】

第1の、および第2の成分を含み、前記第1の成分は、任意のプレグナン配糖体またはこれらの混合物を含み、前記第2の成分は約5%のトリフィトエストロゲンを含む甘草抽出物を含み、前記第1の成分の量は約2～4重量部の範囲であり、前記第2の成分の量は約4～8重量部の範囲であり、ここで前記第1の成分の量はプレグナン配糖体、カラツバシドの分子当量で規定される、更年期障害に悩む、またはほてりおよび閉経期の苦痛の軽減を希望する患者の治療における治療用投与量および／または維持用投与量として用いるための薬剤組成物。

【請求項 2 4】

第1の、第2の、および第3の成分を含み、前記第1の成分は、任意のプレグナン配糖体またはこれらの混合物を含み、前記第2の成分は約25%のポリフェノールを含むハイビスカスサブダリッファ抽出物を含み、前記第3の成分は約3%のググルステロンを含むコムフォラムクル抽出物を含み、前記第1の成分の量は約5～20重量部の範囲であり、前記第2の成分の量は約6～10重量部の範囲であり、前記第3の成分の量は約4～8重量部の範囲であり、ここで前記第1の成分の量はプレグナン配糖体、カラツバシドの分子当量で規定される、高コレステロール血症を患う、および／または血中コレステロールの低減を希望する患者の治療における治療用投与量および／または維持用投与量として用いるための薬剤組成物。

【請求項 2 5】

第1のおよび第2の成分を含み、前記第1の成分は、任意のプレグナン配糖体またはこれらの混合物を含み、これにカラルマ種の植物のサボニン配糖体を含み、前記第2の成分は緑茶のカテキンを含み、前記第1の成分の量は約90～150重量部の範囲であり、前記第2の成分の量は約100～200重量部の範囲であり、前記サボニン配糖体の量は約2～15重量部の範囲であり、ここで前記第1の成分の量はプレグナン配糖体、カラツバシドの分子当量で規定される、高コレステロール血症を患う、および／または血中コレステロールの低減を希望する患者の治療における治療用投与量および／または維持用投与量として用いるための薬剤組成物。

【請求項 2 6】

第1のおよび第2の成分を含み、前記第1の成分は、任意のプレグナン配糖体またはこれらの混合物を含み、これにカラルマ種の植物のサボニン配糖体を含み、前記第2の成分は緑茶のカテキン（緑茶抽出物または他のものとして）を含み、前記第1のおよび第2の成分、および前記サボニン配糖体の量はそれぞれ約4～8重量部の範囲であり、ここで前記第1の成分の量はプレグナン配糖体、カラツバシドの分子当量で規定される、抗酸化作用および／または全身の健康およびフィットネスを確実にすることを希望する患者の治療における治療用投与量および／または維持用投与量として用いるための薬剤組成物。

【請求項 2 7】

第1のおよび第2の成分を含み、前記第1の成分は、任意のプレグナン配糖体またはこれらの混合物を含み、前記第2の成分は約40%のカテキンを含む緑茶抽出物を含み、前記第1の成分の量は約4～8重量部の範囲であり、前記第2の成分の量は約10～14重量部の範囲であり、ここで前記第1の成分の量はプレグナン配糖体、カラツバシドの分子

当量で規定される、抗酸化作用および／または全身の健康およびフィットネスを確実にすることを希望する患者の治療における治療用投与量および／または維持用投与量として用いるための薬剤組成物。

#### 【請求項 28】

第1の、および第2の成分を含み、前記第1の成分は、任意のプレグナン配糖体またはこれらの混合物を含み、前記第2の成分はアシュワガンダのウィタゴライド（ウィタニアソムニフェラ抽出物または他のものとして）を含み、前記第1の成分の量は約5～10重量部の範囲であり、前記第2の成分の量は約2～4重量部の範囲であり、ここで前記第1の成分の量はプレグナン配糖体、カラツバシドの分子当量で規定される、臨床的うつ病を患う、または心的状態の向上を希望する患者の治療における維持用投与量として用いるための薬剤組成物。

#### 【請求項 29】

第1の、および第2の成分を含み、前記第1の成分は、任意のプレグナン配糖体またはこれらの混合物を含み、前記第2の成分はアシュワガンダのウィタゴライド（ウィタニアソムニフェラ抽出物または他のものとして）を含み、前記第1の成分の量は約5～20重量部の範囲であり、前記第2の成分の量は約2～4重量部の範囲であり、ここで前記第1の成分の量はプレグナン配糖体、カラツバシドの分子当量で規定される、原発性インポテンスおよび／または性欲の低下などの性機能障害を患う、および／または性欲ならびに性的な力、活力およびスタミナの増加を希望する患者の治療における維持用投与量として用いるための薬剤組成物。

#### 【請求項 30】

第1の、および第2の成分を含み、前記第1の成分は、任意のプレグナン配糖体またはこれらの混合物を含み、前記第2の成分はシラジットを含み、前記第1の成分の量は約5～10重量部の範囲であり、前記第2の成分の量は約2～4重量部の範囲であり、ここで前記第1の成分の量はプレグナン配糖体、カラツバシドの分子当量で規定される、原発性インポテンスおよび／または性欲の低下などの性機能障害を患う、および／または性欲ならびに性的な力、活力およびスタミナの増加を希望する患者の治療における維持用投与量として用いるための薬剤組成物。

#### 【請求項 31】

第1の、および第2の成分を含み、前記第1の成分は、任意のプレグナン配糖体またはこれらの混合物を含み、前記第2の成分は約50%のプロトジオシンを含むフェヌグリーク抽出物を含み、前記第1の成分の量は約5～10重量部の範囲であり、前記第2の成分の量は約5～10重量部の範囲であり、ここで前記第1の成分の量はプレグナン配糖体、カラツバシドの分子当量で規定される、原発性インポテンスおよび／または性欲の低下などの性機能障害を患う、および／または性欲ならびに性的な力、活力およびスタミナの増加を希望する患者の治療における維持用投与量として用いるための薬剤組成物。

#### 【請求項 32】

第1の、および第2の成分を含み、前記第1の成分は、任意のプレグナン配糖体またはこれらの混合物を含み、これにカラルマ種の植物のサポニン配糖体を含み、前記第2の成分は緑茶のカテキン（緑茶抽出物または他のものとして）を含み、前記第1成分の量は約10～20重量部の範囲であり、前記第2の成分の量は約5～10重量部の範囲であり、前記サポニン配糖体の量は約12～30重量部の範囲であり、ここで前記第1の成分の量はプレグナン配糖体、カラツバシドの分子当量で規定される、老化症候群の治療／管理、および／または全身の健康およびフィットネスを確実にすることを希望する患者の治療における維持用投与量として用いるための薬剤組成物。

#### 【請求項 33】

第1の、および第2の成分を含み、前記第1の成分は、任意のプレグナン配糖体またはこれらの混合物を含み、前記第2の成分はグルコサミン（硫酸塩または他のものとして）を含み、前記第1の成分の量は約12～30重量部の範囲であり、前記第2の成分の量は約40～100重量部の範囲であり、ここで前記第1の成分の量はプレグナン配糖体、カ

ラツバシドの分子当量で規定され、ここで規定される前記グルコサミンの量はその硫酸塩としてのものである、体重を支える関節の変形性関節炎を患う、および／または関節の痛みおよび炎症の緩和ならびに関節の若返りを希望する患者の治療における治療用投与量および／または維持用投与量として用いるための薬剤組成物。

【請求項 3 4】

第1のおよび第2の成分を含み、前記第1の成分は、任意のプレグナン配糖体またはこれらの混合物を含み、これにカラルマ種の植物の苦味成分を含み、前記第2の成分は4-ヒドロキシ-イソロイシン（フェヌグリーク抽出物または他のものとして）を含み、前記第1の成分の量は約100～250重量部の範囲であり、前記第2の成分の量は約100～200重量部の範囲であり、前記苦味成分の量は約2～8重量部の範囲であり、ここで前記第1の成分の量はプレグナン配糖体、カラツバシドの分子当量で規定される、2型糖尿病を患う、および／または血糖の制御／調節を希望する患者の治療における治療用投与量および／または維持用投与量として用いるための薬剤組成物。

【請求項 3 5】

第1のおよび第2の成分を含み、前記第1の成分は任意のプレグナン配糖体またはこれらの混合物を含み、前記第2の成分は(-)-ヒドロキシクエン酸塩（HCA）（ガルシニアカンボジア抽出物または他のものとして）を含み、前記第1のおよび第2の成分の量はそれぞれ約125～250重量部の範囲であり、ここで前記第1の成分の量はプレグナン配糖体、カラツバシドの分子当量で規定される、軽度から中程度の高血圧を患う患者の治療における治療用投与量および／または維持用投与量として用いるための薬剤組成物。

【請求項 3 6】

前記プレグナン配糖体は、異性体を含むカラツバシドおよびボウセロシドを主に含む、請求項1～3 5のいずれか1項に記載の薬剤組成物。

【請求項 3 7】

前記カラツバシドおよびボウセロシドは、99重量%以上の前記配糖体を含む、請求項3 6に記載の薬剤組成物。

【請求項 3 8】

前記カラツバシドのボウセロシドに対する比は、重量比で約9：1～19：1である、請求項3 7に記載の薬剤組成物。

【請求項 3 9】

前記プレグナン配糖体は、植物由来のものであって、1以上のカラルマ種の植物の抽出物を含む、請求項1～3 8のいずれか1項に記載の薬剤組成物。

【請求項 4 0】

前記プレグナン配糖体は、カラルマフィンブリアタ種の抽出物を含む、請求項3 9に記載の薬剤組成物。

【請求項 4 1】

前記プレグナン配糖体は、変換されていない形態で存在する、請求項1～4 0のいずれか1項に記載の薬剤組成物。

【請求項 4 2】

前記プレグナン配糖体が水性エタノール抽出物の形態で存在し、前記プレグナン配糖体の含有量が、好ましくは、約5～15%（w/w）または約15%（w/w）超である、請求項1～4 1のいずれか1項に記載の薬剤組成物。

【請求項 4 3】

前記プレグナン配糖体が適当な賦形剤に吸着した形態で存在する、請求項1～4 1のいずれか1項に記載の薬剤組成物。

【請求項 4 4】

前記賦形剤が、マルトデキストリンまたは炭酸マグネシウムである、請求項4 3に記載の薬剤組成物。

【請求項 4 5】

前記プレグナン配糖体および他の成分が変換されていない形態で、または、任意の製薬

上許容される塩および／または任意の製薬上許容される担体の形態で存在し、任意の製薬上許容される香料および／または着色料を含む、請求項1～44のいずれか1項に記載の薬剤組成物。

**【請求項46】**

前記治療用および維持用投与量は、カプセル、錠剤、シロップ、スプレーなどの任意の製薬上許容される形態で存在する、請求項1～45のいずれか1項に記載の薬剤組成物。

**【請求項47】**

前記組成物の成分は、実質的に治療性でない植物材料などの他の材料を含む、請求項1～46のいずれか1項に記載の薬剤組成物。

**【請求項48】**

前記サポニン配糖体は、前記第1の成分の一部ではなく、前記組成物に混合される追加的な成分である、請求項1～47のいずれか1項に記載の薬剤組成物。

**【請求項49】**

カラルマの前記苦味成分は、前記第1の成分の一部ではなく、前記組成物に混合される追加的な成分である、請求項1～48のいずれかに記載の薬剤組成物。